第十七条の二の八　第百二十五条第二項第一号ロ(3)の職業訓練等のうち雇用環境・均等局長が定めるもの（同号ロに該当する事業主又は事業主団体等（同項に規定するものをいう。）が雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百九十五号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以降に同号イ(1)(i)に規定する年間職業能力開発計画又は同号イ(2)(i)に規定する訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該年間職業能力開発計画又は当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者、同条第五項第一号イ(1)に規定する一般職業訓練（同号イ(1)から(3)までのいずれかに該当する事業主が施行日以降に同号イ(1)に規定する一般職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該一般職業訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）若しくは同号イ(4)に規定する有期実習型訓練（同号イ(4)又は(5)に該当する事業主が施行日以降に同号イ(4)に規定する有期実習型訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該有期実習型訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者、附則第三十四条第一項に規定する人への投資促進コース助成金の対象となる訓練（同条第二項第一号イ(1)に規定する定額制訓練、同号ロ(1)に規定する自発的職業能力開発訓練、同号ハ(1)に規定する高度デジタル人材訓練又は同号ニ(1)に規定する成長分野等人材訓練に限り、同号イからニまでのいずれかに該当する事業主が第百二十五条第二項第一号イ(1)(ii)に規定する年間職業能力開発計画を都道府県労働局長に提出し、当該年間職業能力開発計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者又は附則第三十四条第二項第一号ヘ(1)(i)に規定する自発的職業能力開発（同号ヘに該当する事業主が同号ヘ(1)(iii)に規定する休暇制度導入・適用計画又は同号ヘ(2)(iii)に規定する短時間勤務等制度導入・適用計画を都道府県労働局長に提出し、当該休暇制度導入・適用計画又は当該短時間勤務等制度導入・適用計画に基づく措置を利用して受けたものに限る。）を受けた者（以下この項において「訓練修了者」という。）を第百十八条の二第二項第一号ハ(1)若しくは(2)の措置により転換した場合又は同号ハ(3)若しくは(4)の措置により雇い入れた場合における同項の正社員化コース助成金は、令和七年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する事業主（訓練修了者であつて同項第一号ハ(1)若しくは(2)の措置により転換した又は同号ハ(3)若しくは(4)の措置により雇い入れたものに係る人材開発支援助成金（第百二十五条第二項若しくは第五項又は附則第三十四条第一項に規定するものに限る。）の支給を受けたものに限る。）に対して、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。）を支給するものとする。

一・二　（略）

（削る）

三　第百十八条の二第二項第一号ハ(2)の措置を講じ、かつ、生産性要件に該当しない事業主　訓練修了者等対象者一人につき二十六万千二百五十円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき三十万八千七百五十円、その他の対象者一人につき二十一万三千七百五十円（中小企業事業主にあつては、訓練修了者等対象者一人につき三十三万二千五百円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき三十八万円、その他の対象者一人につき二十八万五千円）

第十七条の二の八　第百二十条第二項第一号ロ(4)の職業訓練等のうち雇用環境・均等局長が定めるもの（雇用保険法施行規則及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百九十五号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以降に同号イ(1)(i)に規定する年間職業能力開発計画又は同号イ(2)(i)に規定する訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者又は同条第六項第一号イ(1)に規定する一般職業訓練（同号イ(1)から(3)までのいずれかに該当する事業主が施行日以降に同号イ(1)に規定する一般職業訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）若しくは同号イ(4)に規定する有期実習型訓練（同号イ(4)又は(5)に該当する事業主が施行日以降に同号イ(4)に規定する有期実習型訓練実施計画を都道府県労働局長に提出し、当該訓練実施計画に基づき開始したものに限る。）を修了した者（以下この項において「訓練修了者」という。）を第百十八条の二第二項第一号ハ(1)若しくは(3)の措置により転換した場合又は同号ハ(4)若しくは(6)の措置により雇い入れた場合における同項の正社員化コース助成金は、令和七年三月三十一日までの間は、同項の規定にかかわらず、同項第一号に該当する事業主（訓練修了者であつて同項第一号ハ(1)若しくは(3)の措置により転換した又は同号ハ(4)若しくは(6)の措置により雇い入れたものに係る人材開発支援助成金（第百二十五条第二項又は第六項に規定するものに限る。）の支給を受けたものに限る。）に対して、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置の対象となる労働者の数が二十人を超える場合は、当該事業所につき二十人までの支給に限る。）を支給するものとする。

一・二　（略）

三　第百十八条の二第二項第一号ハ(2)又は(5)の措置を講じ、かつ、生産性要件に該当しない事業主　母子家庭等の母等である対象者一人につき二十六万千二百五十円、その他の対象者一人につき二十一万三千七百五十円（中小企業事業主にあつては、母子家庭等の母等である対象者一人につき三十三万二千五百円、その他の対象者一人につき二十八万五千円）

四　第百十八条の二第二項第一号ハ(2)又は(5)の措置を講じ、かつ、生産性要件に該当する事業主　母子家庭等の母等である対象者一人につき三十三万円、その他の対象者一人につき二十七円（中小企業事業主にあつては、母子家庭等の母等である対象者一人につき四十二万円、その他の対象者一人につき三十六万円）

五　第百十八条の二第二項第一号ハ(3)の措置を講じ、かつ、生産性要件に該当しない事業主　訓練修了者等対象者一人につき二十六万千二百五十円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき三十万八千七百五十円、その他の対象者一人につき二十一万三千七百五十円（中小企業事業主にあつては、訓練修了者等対象者一人につき三十三万二千五百円、母子家庭等の母等である訓練修了対象者一人につき三十八万円、その他の対象者一人につき二十八万五千円）